

第 4 回 住まい支援の連携強化のための連絡協議会

厚生労働省社会・援護局説明資料

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

居住支援の強化①（現状・課題①）

目指す姿

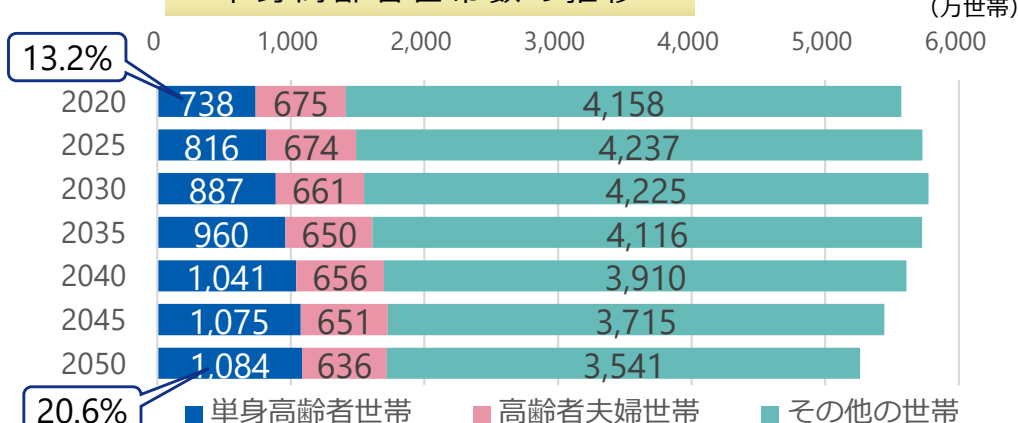
高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が地域で安心して生活できるよう、国土交通省等と連携し、賃貸人（大家）が賃貸住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図る。

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 一方で民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。

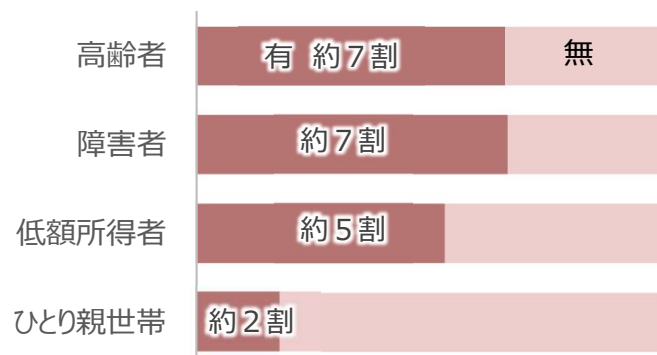
【参考】経済財政運営と改革の基本方針2023 第2章 4. 包摂社会の実現（共生・共助社会づくり）

人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。

単身高齢者世帯数の推移

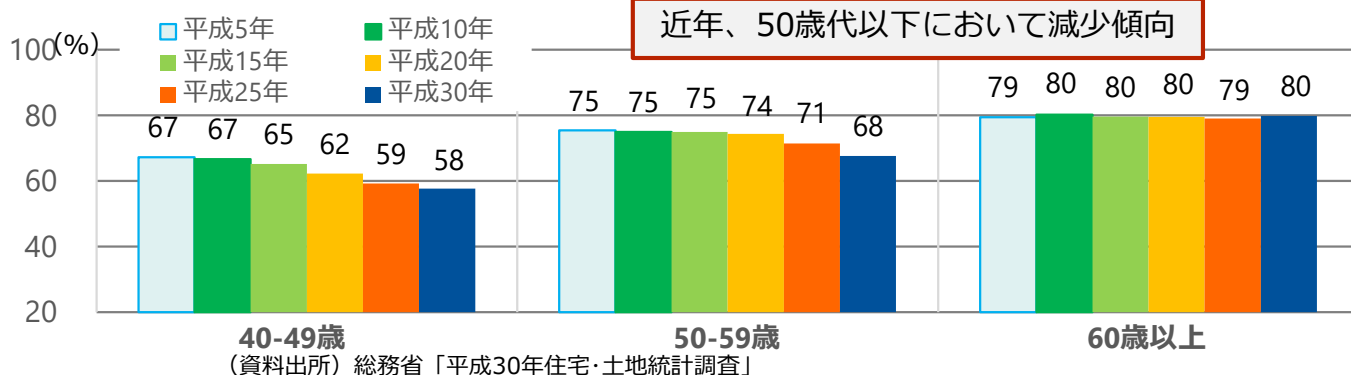


住宅確保要配慮者の入居に対する大家の入居拒否感の有無



（資料出所）令和3年度国土交通省調査※（公財）日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施（回答者数：187団体）

年代別持家率の推移



空き家数（平成30年）

空き家全体	約849万戸
うち賃貸用空き家	約433万戸
うち新耐震基準制定以降に建設された住宅	約280万戸

（資料出所）総務省「平成30年住宅・土地統計調査」
※新耐震基準制定以降に建設された住宅戸数は「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「空き家所有者実態調査」より国土交通省が推計したもの。

居住支援の強化②（現状と課題②）

- 単身高齢者等の入居に際し、多くの大家が見守りや生活支援を求めている。

住宅確保要配慮者の入居に際し、大家等が求める居住支援策

＜全国の不動産関係団体等会員事業者に対するアンケート調査結果＞

(回答数1,988件)

世帯属性	必要な居住支援策（複数回答）						
	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみの世帯	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者のいる世帯	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

(資料出所) 令和元年度国土交通省調査

居住支援の強化③

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- ・ 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- ・ 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係の支援につなぐ

- ✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される
- 住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる
大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

- 改正内容
- ・ 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
 - ・ 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- ・ 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代、礼金等）を補助

- ✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる
- 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

- 改正内容
- ・ 住居確保給付金を拡充
※転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- ・ 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の実情に応じて実施
※衣食住支援：331自治体・37%(2021年)、見守り支援：54自治体・6%(2022年)
- ・ 住宅確保要配慮者への円滑な住宅（見守り等を行う賃貸住宅）の提供に向けた環境整備

- ✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

- 改正内容
- ・ 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を努力義務化
 - ・ 見守り支援の期間（1年）の柔軟化【省令】
 - ・ 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿④ その他：良質な住まい等の確保

- ・ 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の支援を実施
- ・ 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保

- ✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

- 改正内容
- ・ 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】
 - ・ 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
 - ・ 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）を創設

（※） 【住】とあるものは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号）による。

（参考）住まい支援に係る取組事例

住まいの総合相談

【神奈川県座間市】

- 生活困窮の相談窓口において「断らない相談」を行う中で、住まいに困る住民からの相談も受ける。物件探しや契約を支援するほか、居住後の生活支援サービスを紹介。

【福岡県大牟田市】

- 居住支援協議会において、入居前の相談や住宅確保支援、入居後の生活支援等の連携体制について協議し、メンバー（各専門職）が互いに補完し合いながら総合的な支援体制を整備。相談窓口では住宅相談に限らず、生活に関わる内容を包括的に受け止め、内容に応じて、NPO法人、市の住宅・福祉部局、「地域包括」や「重層」の推進員等の福祉・医療関係者、不動産関係者などが連携して対応。

サポートを行う住宅の供給

【愛知県名古屋市】

- 市営住宅を活用（目的外使用）して、世帯向けの住戸を改修し、高齢単身者のシェアハウスとして活用。NPO法人（居住支援法人）が市から使用許可を受け、入居者と契約。見守り等のサービスを提供。

【東京都町田市】

- 住宅確保要配慮者からの相談に対し、社会福祉法人（居住支援法人）が希望に沿った物件探しや大家との交渉を行ったうえで、1部屋ごとに借り上げて転貸するサブリース事業を実施。入居中はIoT機器による見守り等の生活支援サービスを提供。

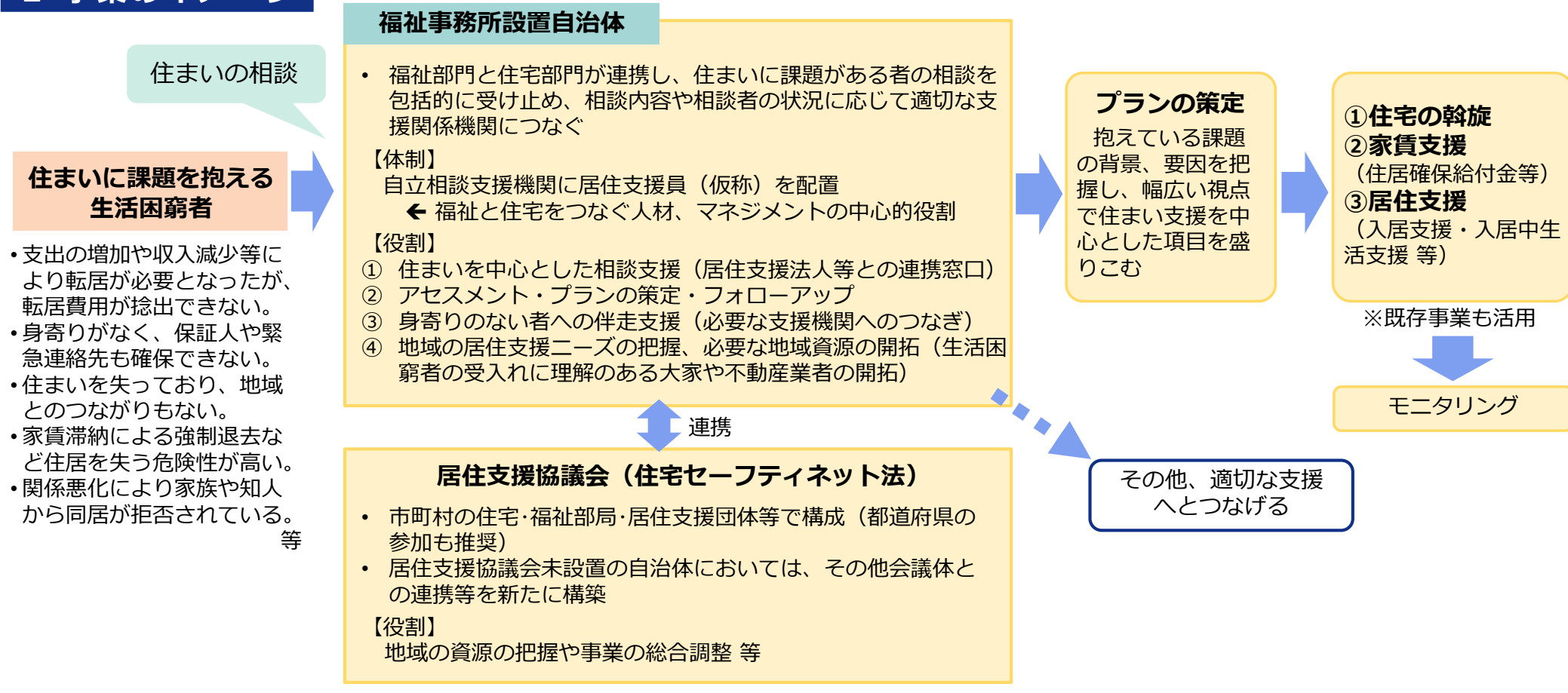
【福岡県北九州市】

- NPO法人（居住支援法人）が、空室が増えた物件の一部住戸を一括サブリースし、生活支援付き家賃債務保証の仕組みを構築して、見守り支援付き住宅を運営。

1 事業の概要

住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するため、モデル事業の実施に要する費用を補助する

2 事業のイメージ



3 実施主体等

【実施主体】：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体） ※居住支援法人、居住支援協議会等へ委託可
【補助率】：国 3 / 4、福祉事務所設置自治体 1 / 4

住まいに関する相談窓口の設置事例集

相談窓口（「住まい支援センター」）の設置パターン

パターン		自治体	相談窓口	重層の活用	物件所有の有無	事例
①行政 + 民間機関連携型		岡崎市	住宅計画課が設置した居住支援協議会相談窓口 + 自立相談支援機関（福祉相談課が委託）	○		単身高齢者
		半田市	自立相談支援機関 + 社会福祉協議会（居住支援法人・地域包括センター・障害者相談支援センター・多機関協働事業）	○	公営住宅シェルター	母子世帯
		大牟田市	市住宅建築課が居住支援法人に委託		公営住宅シェルター サブリース	ひとり親・虐待
		輪島市	自立相談支援機関 + 社会福祉法人			障害者・単身
②居住支援法人型	ア 福祉系	北九州市	居住支援法人（地域福祉推進課が委託）		サブリース	単身高齢者
		仙台市	居住支援法人（自立相談支援機関も受託）		サブリース	高齢者・ホームレス
		宮城県	居住支援法人（自立相談支援機関も受託）		サブリース	生活困窮者
	イ 不動産系	座間市	居住支援法人（地域居住支援事業も受託）		サブリース	若年・障害 疑い
③民間育成型		宇和島市	N P Oセンター（福祉課・危機管理課が機能を移管）	○		7040世帯
④自治体直営型		伊丹市	自立支援課（自立相談支援機関を直営で実施）			ひとり親・多子世帯
⑤居住支援協議会型		大牟田市	（居住支援協議会主催で空き家相談会を実施）			

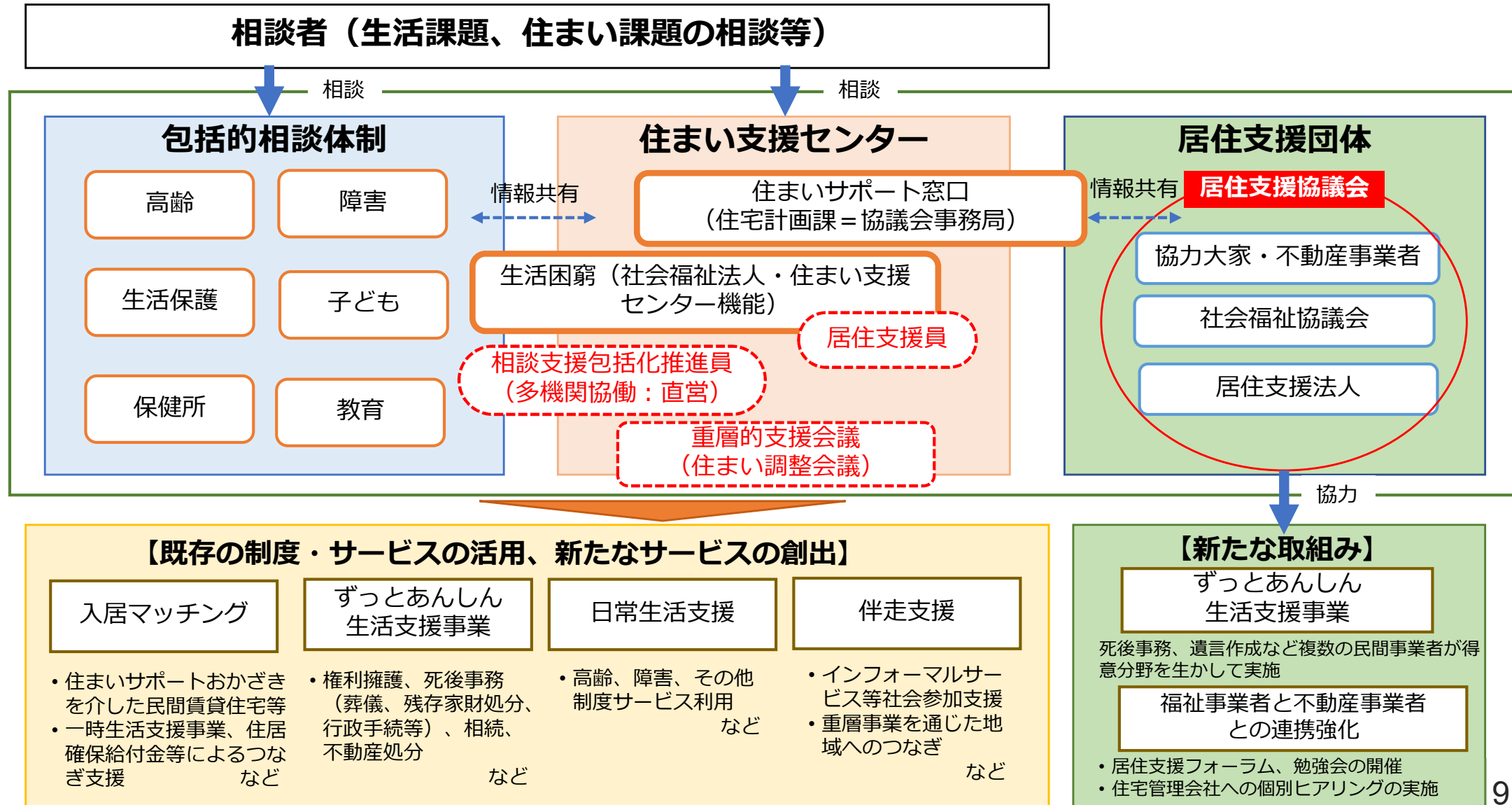
（資料出所）一般社団法人北海道総合研究調査会「令和5年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業 <報告書概要>」
（令和6年5月）

報告書全体はこちら▶



岡崎市「住まい支援システム」イメージ図

- 住宅セーフティネット制度を所管する住宅計画課が設置した既存の居住支援協議会の住まいサポート窓口のほかに、ふくし相談課内にある生活困窮者自立相談支援事業所（委託）の中に新たに住まい支援センターの機能を付加し、2つで「住まい支援センター」とする。
- 生活困窮者自立相談支援事業所に居住支援員を配置するとともに、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業（ふくし相談課直営）に「住まい」分野を位置づけ、重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。
- 市が、第三者による支援を必要とする高齢者等に対し、身元保証・日常生活支援・死後事務などの必要なサービスを提供できる信頼性の高い民間事業者を公募し採択（ずっとあんしん生活支援事業）。また、福祉事業者と不動産事業者の意見交換の場を設ける。



タイプ 単身高齢者

事例を 読む視点

- 家主がアパートを取り壊す予定で退去を求められているが、転居先が決まらない。
- 病院のMSWからの連絡で相談につながったケース。
- 病気をもった単身高齢者に対して死後事務等の先を考えた支援、地域包括支援センター等との連携がポイント。

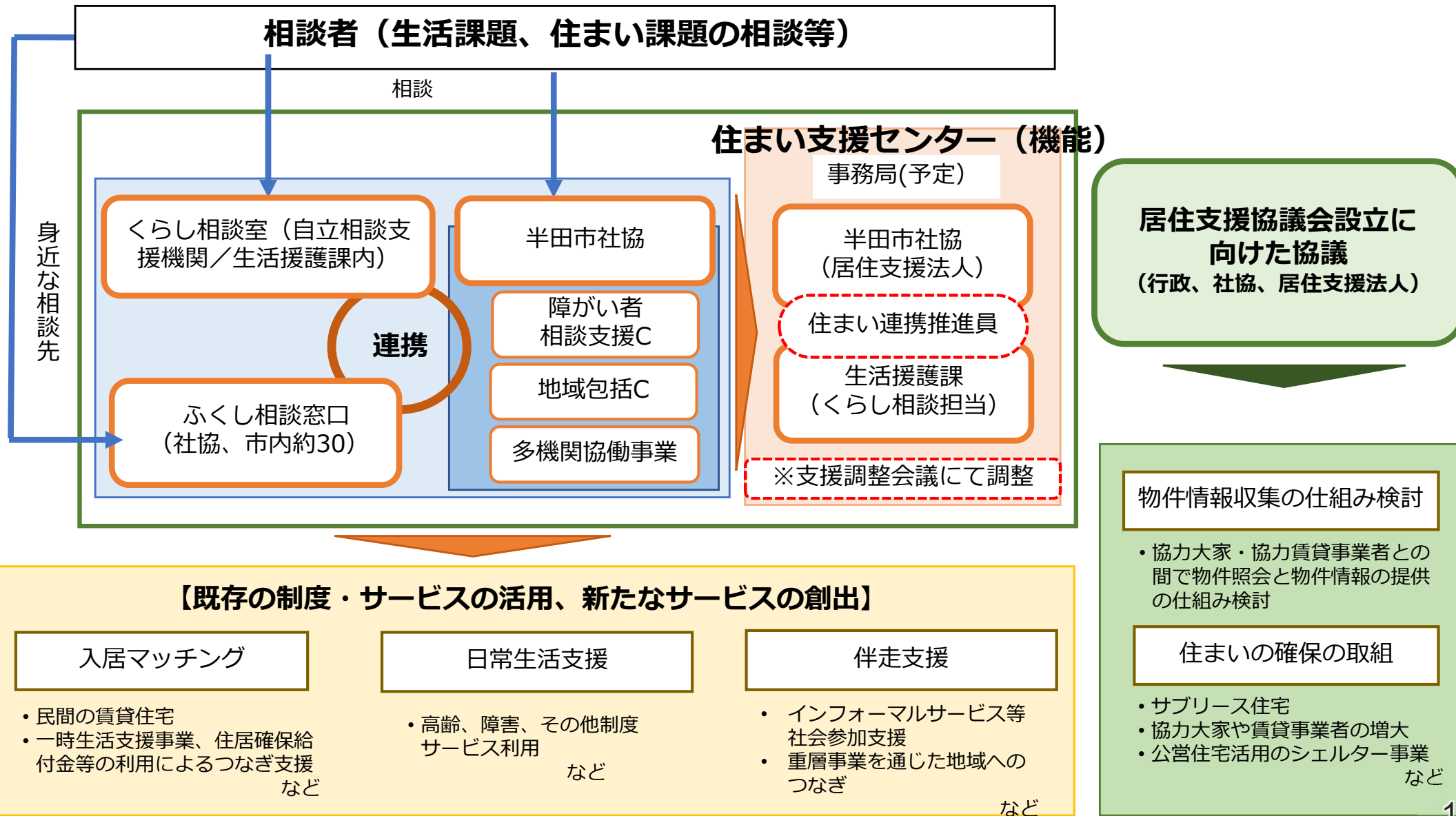
事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	70代、男性、単身 - 抗がん剤によるがん治療中。 - 住んでいたアパートが老朽化し、建て替えのため退去を求められた。高齢の兄弟に緊急連絡先を頼んでいたが、高齢のため断られた。不動産屋に行ってみたが、物件が見つからない。 - 通院中であり、転居するなら病院の近くにしたい。
相談経路	通院している病院のMSWから住まいサポート窓口（住宅計画課）に連絡があり相談受付
支援員の判断 (見立て)	- 高齢で持病がある。転居を機会に車を手放すことを考えており、通院に便のよいところを希望。基礎年金のみだが、預金があり、今のところ金銭に心配はない。 - 要介護認定は受けていないが、転居後の生活に心配があり、地域包括支援センターにつなぐ。
プラン内容	- 入居先：居住支援法人を通じて賃貸住宅に入居が決まる (入居支援) ➢ 物件紹介、引っ越し業者の紹介 ➢ 緊急連絡先の紹介 (居住継続支援) ➢ 居住支援法人による、単身高齢者見守り訪問（月1） ➢ 民生委員による、声かけ訪問（月1）・地域包括支援センターの見守り ➢ 居住支援法人による、死後事務、家財処分、葬儀・埋葬等の支援契約
その後の経過 (モニタリング)	住まいが確保され、治療が継続している。地域包括支援センター、病院のMSWとの情報共有が始まった。

経緯



半田市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を市と社会福祉協議会が連携し、実施。社協は、地域包括センターや障がいの相談支援センター、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）も受託している。多機関協働事業の重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。
- 居住支援協議会を設立し、事務局は市と社協で担っている。
- 物件情報収集の仕組みを検討する。サブリースや公営住宅活用シェルターなど新たな取組を開始する。



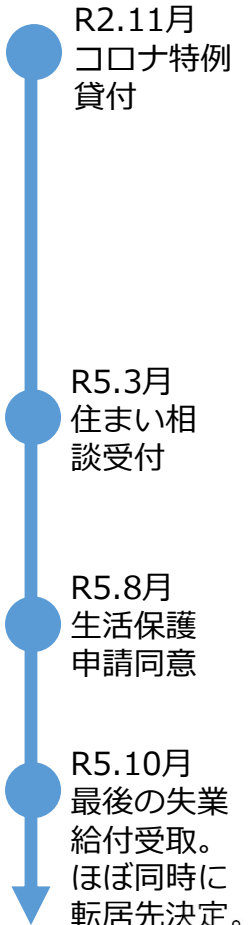
タイプ 母子世帯

事例を 読む視点

- 失業、経済的困窮、本人のうつ、子どもの課題など3年前から社協が関わっており、状況の把握と対応の必要性を迅速に判断できたことがポイント。
- 生活保護からの自立を目指し、生活保護課と障害相談支援を中心に、関係機関で世帯の生活課題に対応するなど将来に向けた関係機関との連携がポイント。

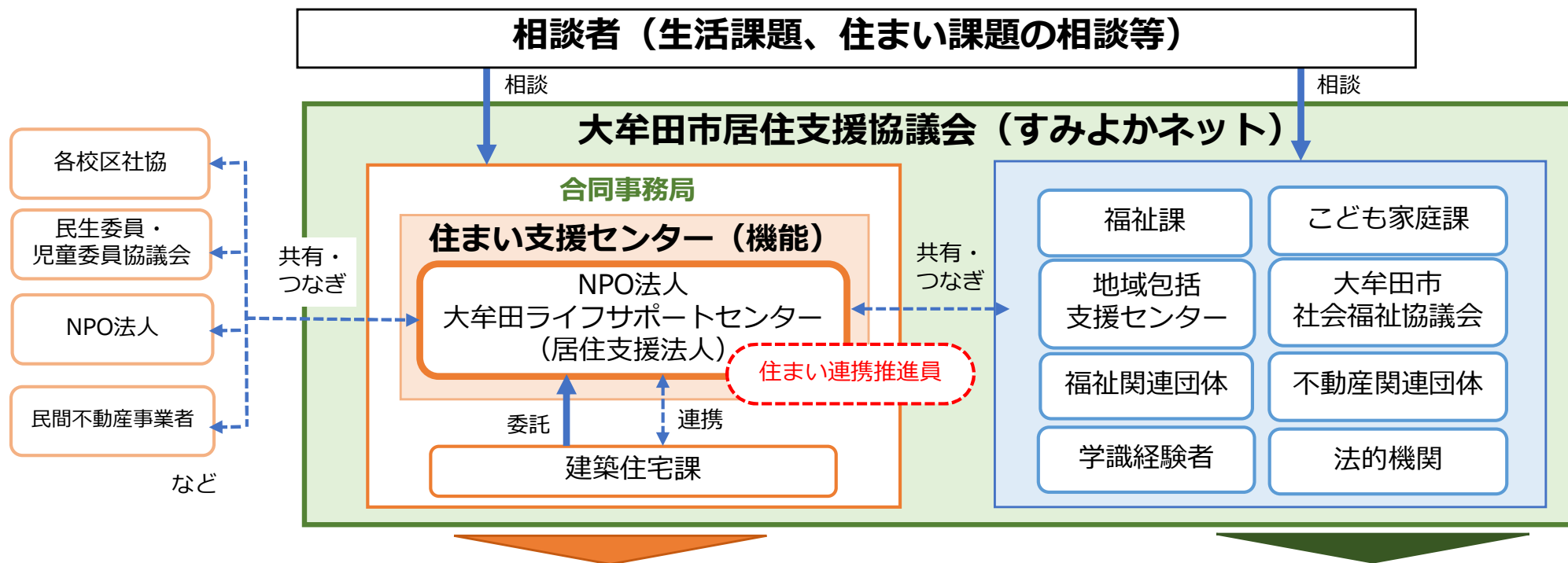
事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	40代、女性、夫とは別居中、子ども2人 - R2年11月、社協でコロナ特例貸付の相談を受ける。夫と別居状態（その後離婚成立）、長男の非行、長女の不登校などがあり、R4年、本人がうつ病の診断を受ける。 - うつ症状悪化により、休職から離職となり、フードバンクなど継続的に支援をしてきたが、失業手当が終了する時期になり、仕事探しや子どもへの対応、家賃の低い賃貸住宅への転居など困りごとが重なっている。
相談経路	本人が社協のふくし相談窓口に来所し、様々な相談をした。窓口担当者から住まい連携推進員に対し住まいに関する支援依頼があった。
支援員の判断 (見立て)	- コロナ禍や体調不良により失業、その後失業給付や住居確保給付金などを活用してきたが、基本的な課題は解決できず、生活保護と障害年金を受けながら生活の立て直しが必要。本人は生活保護を受給したくない意向があるが、給付の脱却を目指して生活改善を進めることが必要（生活保護と障害者相談支援で対応）。 - 子どもにもそれぞれ支援者があり、情報共有しながら、世帯全体を支える。 - まずは病状の安定が必要（医療機関MSWと情報共有）。
プラン内容	- ようやく生活保護申請を納得し、居住支援法人経由で賃貸住宅入居が決定 (入居支援) ➤ 賃貸の手続き支援 ➤ 転居支援 (居住継続支援) ➤ 生活保護と障害者相談支援を中心に、学校など関係機関で情報を共有し支援
その後の経過 (モニタリング)	当面家賃の心配はなくなったが、課題解決には至っていない。

経緯



大牟田市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を居住支援協議会の合同事務局として設立したNPO法人に委託。
- 居住支援協議会の取組みとして、同NPOと建築住宅課が中心となって、住宅要配慮者からの入居相談から入居マッチング、日常生活支援、伴走支援を行っている。
- 地域課題である空き家対策と居住支援を一体的に取り組むため、空き家の実態把握、所有者の意向確認、活用策の検討・実践を行政施策として位置付けて展開している。



【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

住まいの確保

- ・ 空き家調査等による活用可能な物件確保
- ・ 空き家相談会の開催
- ・ 所有者の理解啓発 など

入居マッチング

- ・ 空き家活用の仕組み整理
- ・ 不動産事業者等との関係づくり
- ・ 緊急連絡先、身元保証、死後事務の相談 など

日常生活支援

- ・ 高齢、障害、その他制度・サービスへのつながり
- ・ 電話、訪問による見守り など

伴走支援

- ・ 引っ越し支援、生活相談、死後事務など
- ・ インフォーマルサービス等の社会参加支援 など

普及啓発

- ・ 住宅分野・福祉分野における市内関係機関や、全国自治体などに対する居住支援施策の普及・理解促進（サミット開催） など

空き家活用

- ・ 所有者との調整のほか、要配慮者に対する空き家活用による入居支援から生活支援までの手続き等のモデルケースの整理 など

タイプ ひとり親・ 虐待

事例を 読む視点

- 実父から子への虐待により実家で暮らし続けることが困難なひとり親のケース。
- 転居費用が捻出できないため、大牟田市居住支援協議会で確保している初期費用が安価な空き家への入居支援を実施。
- 生活環境を分離したことにより、本人・子どもと実父との関係性が改善されたことがポイント

事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	・ 20代、男性、子ども（長女・長男）との3人暮らし ・ 離婚を機に長女・長男を連れて両親がいる実家に戻ったが、長男に対する実父の虐待があった。 ・ 親子3人で暮らせる住まいへの転居を希望するが、元妻から預金を引き落とされており転居費用を捻出できない。
相談経路	・ 自治体と社協から住まい支援センターに支援依頼があり、本人来所により相談対応。
支援員の判断 (見立て)	・ 子どもの精神的にも早急に実家を出て親子3人で暮らせる住まいが必要。 ・ 子どもがまだ小さいため、子ども家庭課と情報共有し、転居後の育児面でのサポートも必要。 ・ 転居に係る初期費用を自力で準備できず、両親からの経済的な支援も見込めないため、大牟田市居住支援協議会が運営する空き家情報サイト（すみやかネット）に登録している物件紹介により、初期費用がかからない安価な物件への入居を促す。
プラン内容	(入居支援) ➢ 物件紹介・内覧同行（すみやかネットの空き家物件に入居。） ➢ 緊急連絡先の引き受け ➢ 引っ越し時の搬出・搬入支援（提携している引っ越し業者の紹介） (居住継続支援) ➢ 月1回の生活状況の確認（定期報告書の作成と適宜対応）
その後の経過 (モニタリング)	・ 実父との生活環境を分離したことで子どもたちの精神面は安定しており、親子3人で実家に夕飯を食べに行くなど、家族の再構築もみられる。 ・ 仕事、育児、家事など本人の負担が大きくなっており、本人に対する継続サポートが必要。

経緯

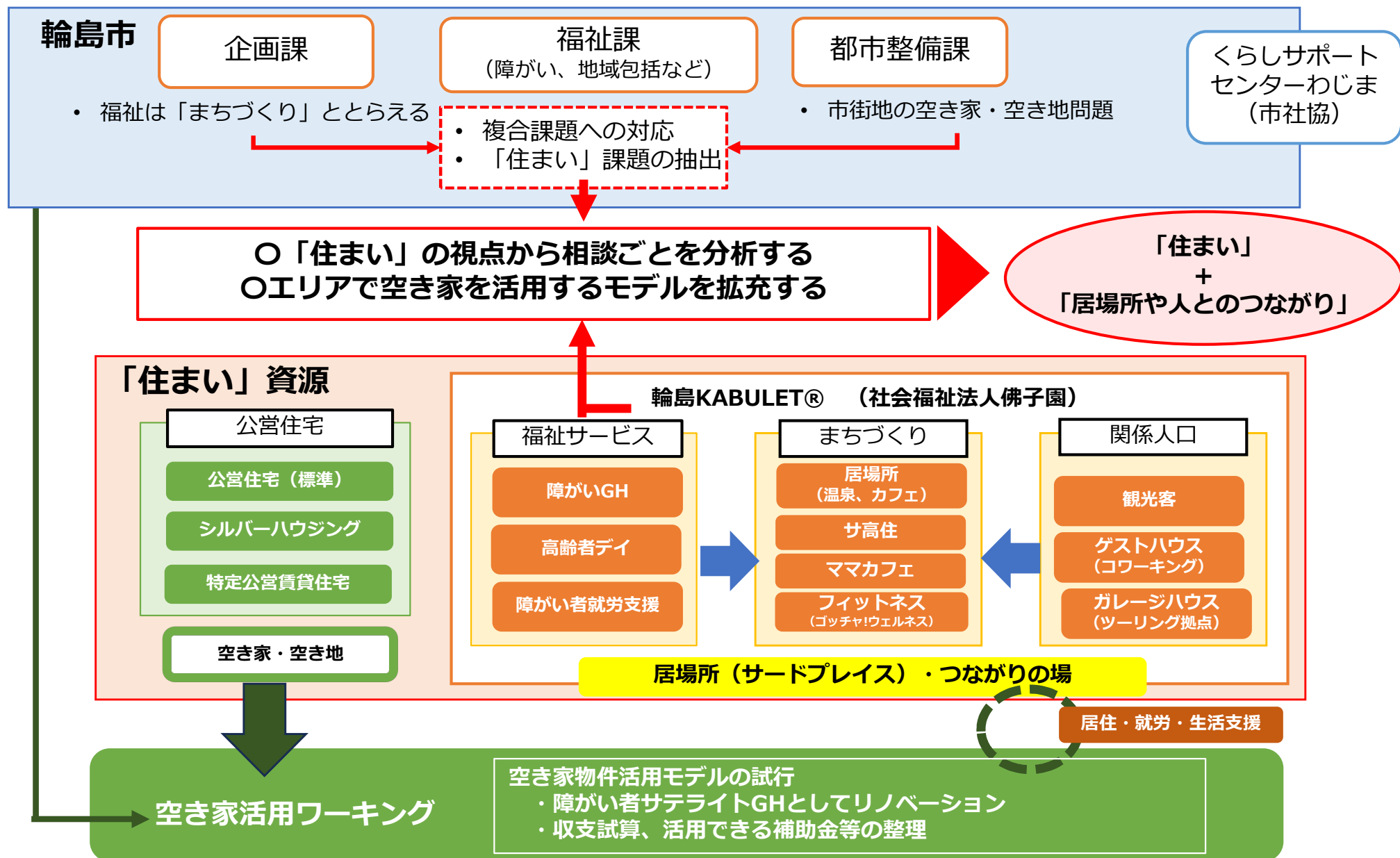
R5.9月
相談受付

R5.10月
転居

R5.11月
住まい支
援後のモ
ニタリン
グ

輪島市「住まい支援システム」イメージ図

- 市福祉課や暮らしサポートわじま（生活困窮者自立支援事業所）に寄せられる相談の中で住まい課題がある事例、社会福祉法事佛子園で把握される住まい課題をもつ対象者に対して、住まいの視点からアセスメントを実施。地域の住まい課題を把握する。
- 空き家活用ワーキングを立ち上げて、佛子園が運営する、市内に点在する空き家を活用した居場所づくりを参考に、空き家を活用した障害者の住まい確保の方策を、検討する。



タイプ

障害者単身

事例を 読む視点

- 緊急性があり、障害グループホームへの入居による安心の確保
- 暮らしサポート、福祉課、佛子園の3者が状況を確認し、生活全般を支援
- 支援方針として、今後のアセスメントは、時間をかけて、適性を見出すこと

事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	・ 30代、男性、単身 ・ 母とは離別、父とは死別。弟が他市におり、連絡は取れる状況。 ・ 高校卒業後、他市で就職したが、馴染めず帰郷し、アパートで一人暮らし。父親の自死後、精神状態が不安定で、双極性障害の診断がある。 ・ 障害年金を受給しつつ、引きこもり状態。社協との相談・食糧支援等を受けていた。
相談経路	・ 本人が生活に不安を感じ、社協（暮らしサポート）に相談。福祉課に、本人が障害年金の手続きを怠り、受給停止になった、と、情報提供と相談。
支援員の判断 (見立て)	・ 部屋の中はゴミ屋敷状態で、床などの腐敗が進み、長期に住める状況ではない。 ・ 障害に起因する生活能力の乏しさがあると考えられ、生活能力の獲得が必要。
プラン内容	・ 暮らしサポート、福祉課、佛子園の情報共有と連携で支援（入居支援） ・ グループホームへの入居（入居継続支援） ・ 障害年金復活までに生活保護を申請 ・ 適性に応じた仕事を探す ・ 居場所に通う ・ 生活時間や家計管理を覚える ・ 通院支援
その後の経過 (モニタリング)	・ グループホームに入居し、落ち着いた様子。 ・ これまで家賃滞納があり、返済等の整理を一緒に考える。

経緯

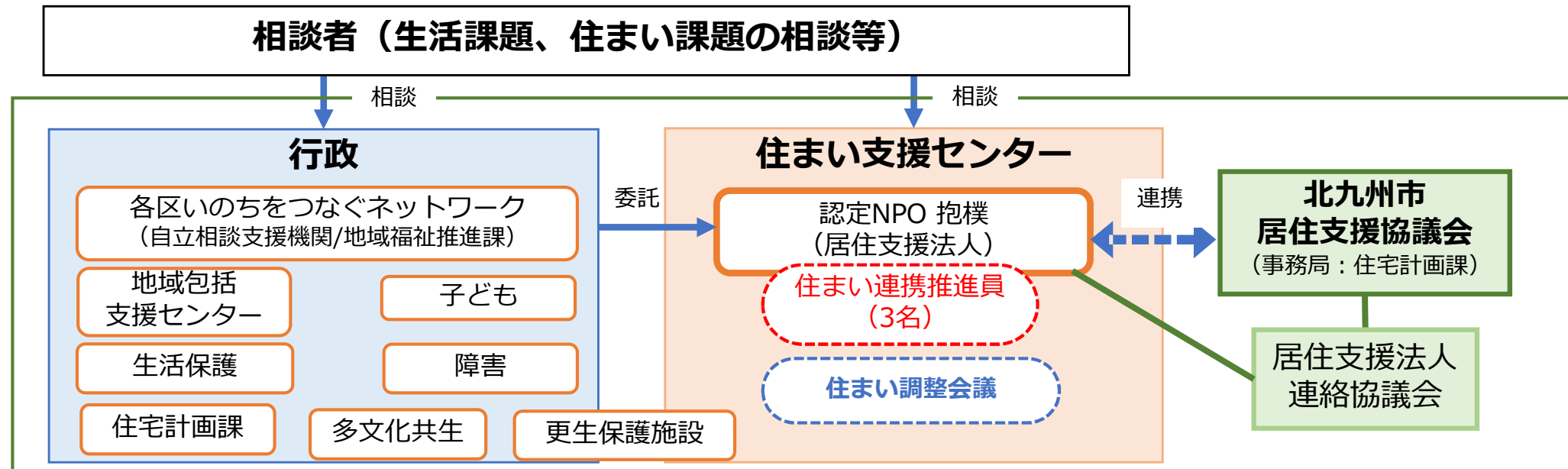
R5.8月
相談受付

R5.9月
グループ
ホームへ
の入居

R5.9月
モニタリ
ング

北九州市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を居住支援法人であるNPO法人に委託。同NPOはさまざまな困難を抱える対象者に対して住まいや就労などの支援を行っており、独自でサブリース物件を確保・運営している。
- 住まい支援センターに専属の3名の住まい連携推進員を配置し、市が区ごとに設置する直営の「いのちをつなぐネットワーク」（自立相談支援機関）などと連携して、住まいに関する相談、関係機関との支援調整などに対応する。
- 北九州市居住支援協議会が有するネットワークを生かして、市内の低廉物件を把握するための調査と福祉関係者との研修会を実施する。



【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

住まいの確保

- ・ 公営住宅
- ・ 支援付き住宅（プラザ抱樸）
- ・ 民間の賃貸住宅
- ・ セーフティネット登録住宅
- ・ 日常生活支援居居施設
- ・ 社会保障に資する新たな住まいの創出（サブリース）など

入居マッチング

- ・ 不動産事業者との関係づくり（抱樸によるネットワークの活用）
- ・ 市空き家バンク
- ・ 廉価物件開拓 など

日常生活支援

- ・ 見守り、相談
- ・ 家族機能
- ・ 高齢、障害、困窮、その他福祉サービスへのつなぎ
- ・ 大家の相談
- ・ 近隣住民相談 など

参加・つながり

- ・ 自治会・校区社協などによる「地縁」
- ・ NPO法人による参加の場（希望のまちなど）
- ・ 住民の支え合い
- ・ 地域の支え合い（互助会） など

低廉物件の把握

- ・ 低廉物件の発掘とマッチングの仕組みの検討

研修会の開催

- ・ 不動産事業者と福祉関係者の合同研修会
- ・ 居住支援法人の活用検討など

タイプ 単身高齢者

事例を 読む視点

- 本人から連絡を受けた親族（甥）が様子の変化に気づいて住まい支援センターに相談。
- 同居人が家から出ていったことで孤立状態と生活苦に陥った高齢者のケース。
- 年金収入で生活が可能な低廉物件への入居支援による生活の安定化と、親族からの見守りとデイサービス利用による孤立感の解消を一体的に図った支援がポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	・ 80代、女性、単身 ・ 甥宛に本人（叔母）からお金の無心があった事で生活苦と気づき、甥が住まい支援センターに相談連絡。 ・ 本人と同居していた娘がパートナーを作って出ていき一人暮らし。娘にコンタクトをとるも娘からストーカー扱いされ警察から事情聴取を受ける等により、孤立状態となり引きこもるようになった。 ・ 年金収入に対して家賃が高いことから転居を希望している。
相談経路	・ 甥が住まい支援センターに来所し本人への支援依頼があった。
支援員の判断 (見立て)	・ 同居していた娘が出ていったことにより寂しさを感じるとともに、生活苦となり家賃負担が大きくなった。 ・ 年金収入で生活が可能な家賃の物件を探して入居支援を行う。 ・ 孤立対策として地域とのつながりを確保するためにデイサービスの利用を斡旋する。 ・ 甥の近隣に住むことが可能な低廉家賃の物件を探し、甥から見守りの協力をとりつける。
プラン内容	(入居支援) ➢ 甥宅の近隣物件の紹介 ➢ 内覧同行 (居住継続支援) ➢ 住まい支援センターによる定期・随時の見守り、安否確認、緊急時対応による生活支援 ➢ デイサービスの利用斡旋、受け入れ先との調整
その後の経過 (モニタリング)	・ 初回相談から約3カ月後に新たな入居先（民間賃貸物件）が転居し、生活と精神的に安定した。

経緯

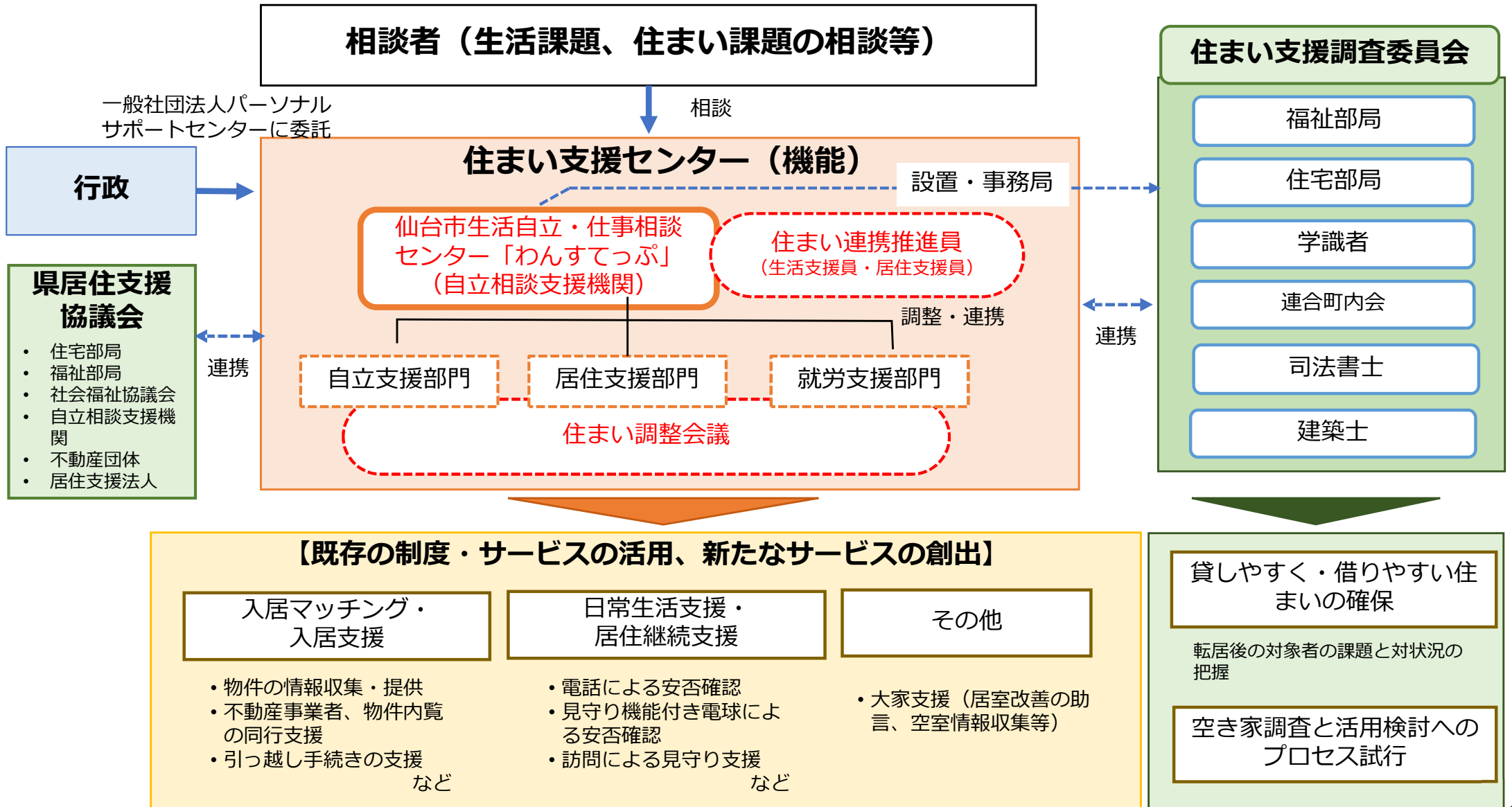
R5.4月
相談受付

R5.7月
転居

R5.8月
住まい支
援後のモ
ニタリン
グ

仙台市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援事業を委託されている一般社団法人（居住支援法人）が住まい支援センターとしての役割を担う。
- 生活支援員と居住支援員をそれぞれ配置し、相談者に対応する。行政や関係機関と連携しながら、自立、居住、就労を支援。
- 居住支援法人が住まい支援調査委員会を設置し、転居後の対象者の課題と対応を把握し、貸しやすさ、借りやすさを具体的に検討。また、空き屋活用のシミュレーションを行う。



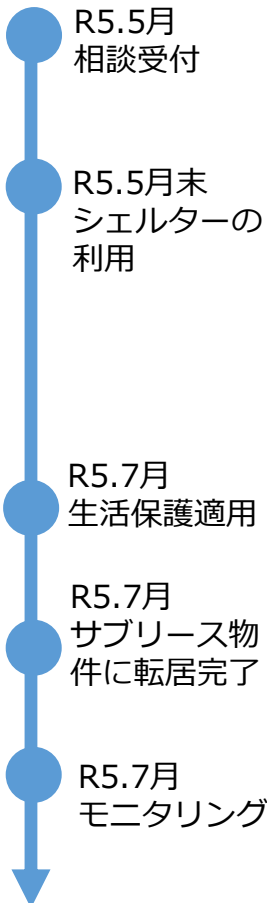
タイプ 高齢者・ ホームレス

事例を 読む視点

- 病気・障害のある高齢者がホームレス状態から脱却し、生活の安定を求める事例。
- 住居の確保、生活保護の申請、安定した治療、介護・福祉サービスの利用を支援。
- 複数の課題を抱える相談者に対し、支援機関がネットワークを駆使して必要な支援を行い、生活の安定に向けた環境整備を図った点がポイント。

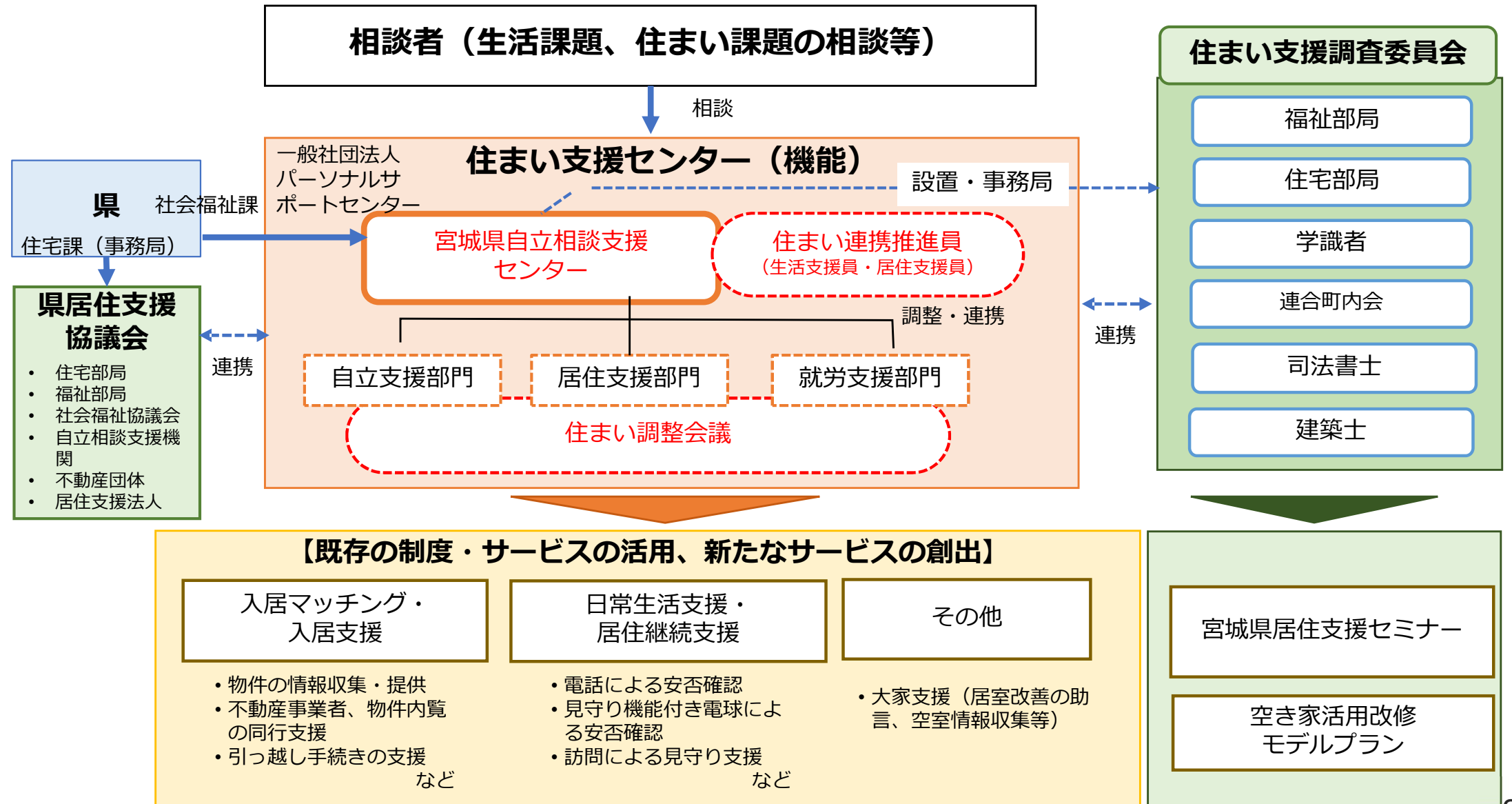
事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	・ 60代、女性、単身 ・ 10代の頃より出生地を離れ、ホームレスを経験するなど居住環境が落ち着いていない。 ・ 支援者に恵まれ、10年程度、居住を継続できていたこともある。 ・ 実家とは疎遠で、迷惑をかけたくないので、緊急連絡先をお願いできない。 ・ 糖尿病を患っており、治療を希望。東京都発行の療育手帳も持っている。 ・ 生活保護を申請し、住まいを確保し、生活を安定させたい。
相談経路	・ 本人の来所、相談支援機関（青葉区保護課）からの情報。
支援員の判断 (見立て)	・ 緊急連絡先の協力が得られないため、単身でのサブリース入居を検討し、支援を行う。 ・ 年齢と病状から、しばらくは就労が見込めず、生活保護の受給を進める。 ・ 療育手帳も持っていることから、障害福祉サービス、介護福祉サービスの利用を要する。
プラン内容	(入居支援) ➢ シェルターの利用を経て、サブリース物件への入居を支援 (居住継続支援) ➢ 生活保護に至る過程への同行 ➢ 安定的な糖尿病の治療、障害・介護福祉サービスへのつなぎ
その後の経過 (モニタリング)	・ 孤立の解消を目標とする。 ・ 医療や福祉サービスの繋がりを支援し、居住環境を整えていく。

経緯



宮城県「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援事業を委託されている一般社団法人PSC（居住支援法人）が住まい支援センターとしての役割を担う。
- 生活支援員と居住支援員をそれぞれ配置し、相談者に対応する。関係町村や関係機関と連携しながら、自立、居住、就労を支援。
- 居住支援法人が住まい支援調査委員会を設置し、町村部にも居住支援の必要性の理解を諮るため宮城県居住支援セミナーを開催、また、町村部に多い一軒家の空き家活用改修モデルプランを作成する。



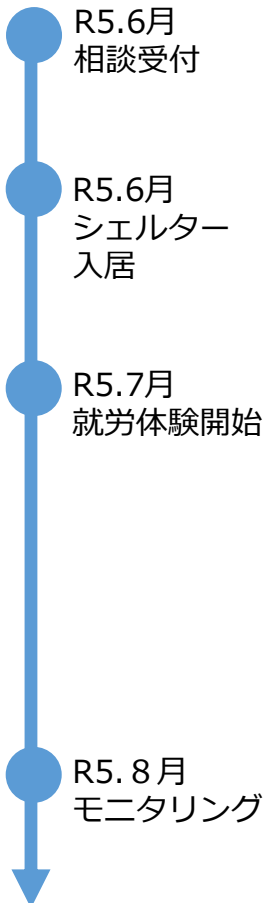
タイプ 生活困窮者

事例を 読む視点

- 雇い止めによる会社の寮からの退去により、就労と住まいを同時に失ったケース。
- 住まい支援の緊急度が高い事例。
- 生活支援員との信頼関係が徐々に築かれ、自分の希望を話すことができるようになったことがポイント。

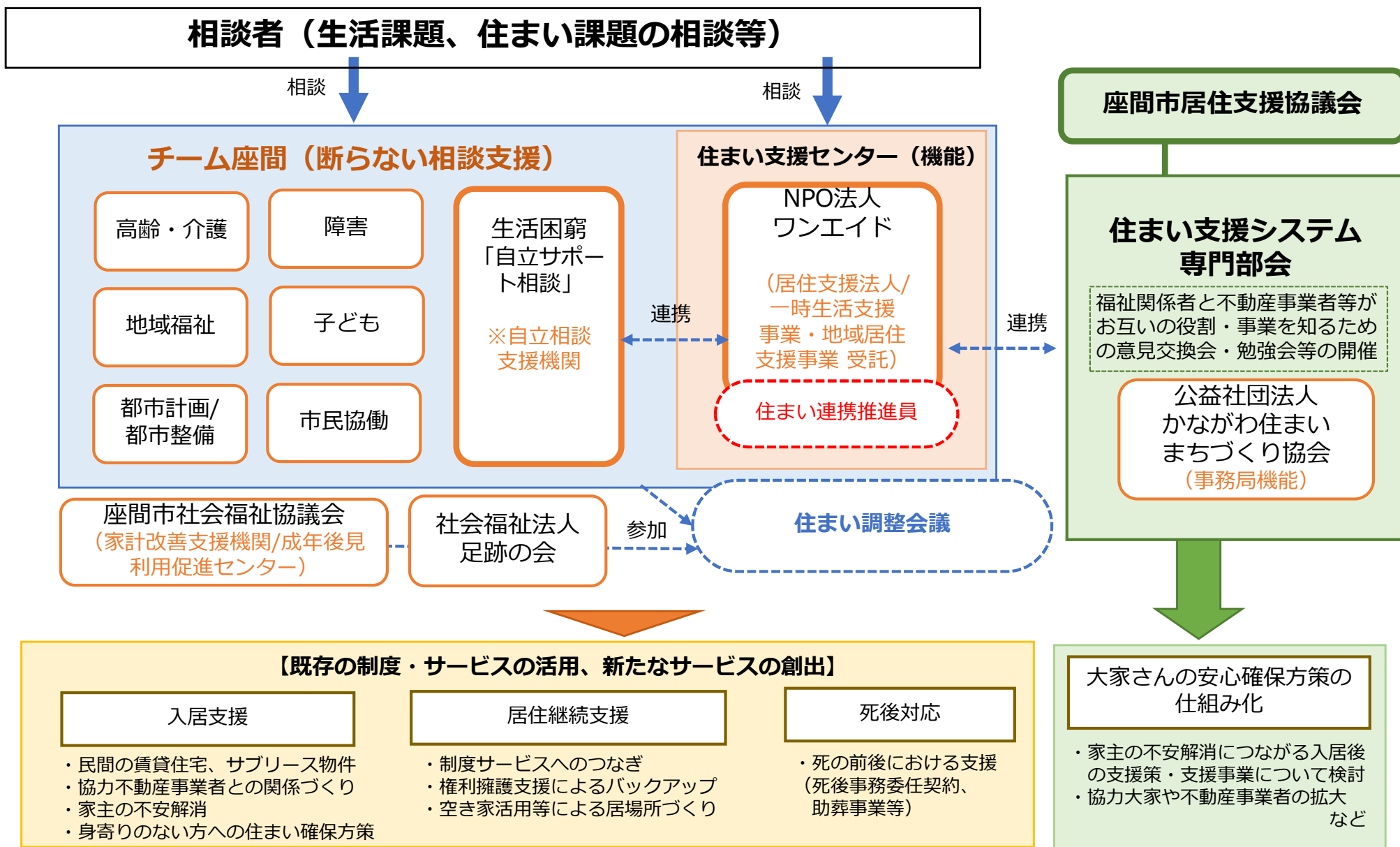
事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	・ 40代、男性、単身 ・ 派遣の仕事で寮に入っていたが、雇い止めとなって寮を退去。車中泊を続けている。 ・ 家族はおらず、親類との交流もなく、実家もないことから帰る先がない。 ・ 所持金もガソリンの残りも少なく、早急に就労と住まいを確保し、安心して生活できるようにしたい。
相談経路	・ 本人が仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」に来所
支援員の判断 (見立て)	・ 仕事と住まいを同時に失い、頼る先もなく、精神的にも疲弊している状態。 ・ 車上生活中のため、即時シェルター入居とする。 ・ 就労体験等を通じて本人のスキルの見極め、就労先を探すこととする。
プラン内容	(入居支援) ➢ シェルター入居（仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」） (居住継続支援) ➢ 就労スキルの見極め、就労先の確保（仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」）
その後の経過 (モニタリング)	・ シェルターからの早期退所を希望している。 ・ 手先が器用で組み立て作業等の仕事を希望している。

経緯



座間市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業・地域居住支援事業の委託先である居住支援法人に住まい支援センターを設置。
- 座間市居住支援協議会の専門部会として「住まい支援システム専門部会」を設置。福祉関係者と不動産事業者等がお互いの役割・事業を知るための意見交換会・勉強会等の開催を通じて、大家の安心確保方策について検討し、協力可能な不動産事業者を増やすことを目指す。



タイプ 若年・障害 疑い

事例を 読む視点

- 生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業利用後の住まい探し。
- 若年層で家族と疎遠、発達障害の疑いがあり仕事を転々として社会的に孤立。
- NPOである住まい支援センターの実務面を支える不動産会社のサブリース物件を紹介し、孤立しないようセンターによる継続的な関わりを行うサポート体制がポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	・ 20代、男性、単身、実家（母親）とは疎遠。 ・ 派遣先の寮に住んでいたが職場でのトラブルにより退職、寮を退去することとなる。市の生活困窮者自立相談支援窓口につながり一時生活支援事業を利用、アパートに入居。 ・ 生活保護申請。一時生活支援事業の期限が近く、今後の住まいを探す必要がある。 ・ 発達障害の疑いあり。コミュニケーションが苦手で仕事を転々としてきた。できる限り自立した生活がしたいと希望するが、精神的に不安定な時がありひきこもる傾向が強い。
相談経路	・ 本人が生活困窮者自立相談支援窓口（市直営）に相談。
支援員の判断 (見立て)	・ 発達障害の疑いがあり、通院中。一時生活支援事業の利用期限が近く、また本人の検査費用の支給が必要なため、早めに住まいを確保する必要がある。 ・ 精神的な落ち込みがあるとひきこもる傾向が強いため、今後も住まい支援センターとの関わりを継続できるようサブリース物件を紹介する。
プラン内容	・ 入居先： （株）プライム（住まい支援センターを不動産仲介の実務面で支える）のサブリース物件 (入居支援) ➢ 物件の紹介、内覧同行・賃貸借契約時の立会い ➢ 緊急連絡先の確保・引受 (居住継続支援) ➢ 孤立しないよう継続的な介入（近況報告を聞く、話し相手） ➢ 生活保護を受けながら生活を立て直し、就労に向けた環境を整える（市の自立相談支援機関、生活保護ケースワーカーと連携）
その後の経過 (モニタリング)	・ 入居先が決まり、住まいを確保。精神的に不安定になるとひきこもる傾向にあるため、継続的に声かけ等を行いながら、自立相談支援機関と連携して就労に向けた環境を整える。

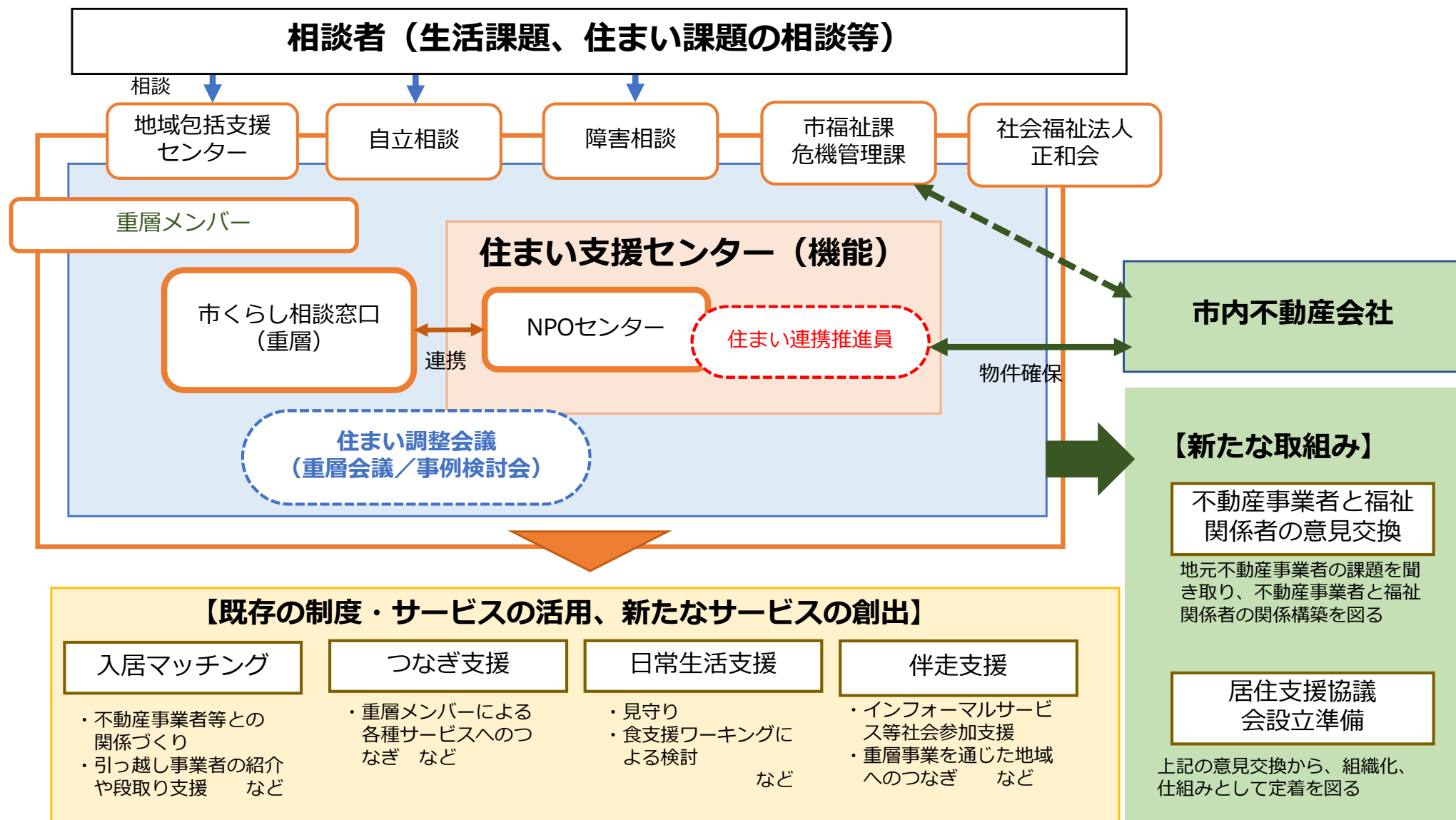
経緯

R5.2月
相談受付

R5.3月
入居決定
転居

宇和島市「住まい支援システム」イメージ図

- 豪雨被害後、福祉課と危機管理課が市内不動産と連絡をとっていたつながりを市内のNPOセンターに機能として移管する。
- NPOセンターの職員を中心に、アセスメント情報の集約を図り、重層的支援体制の中に位置付ける。
- 重層的支援体制のもとに居住支援ワーキングを設置し、不動産事業者と福祉関係者の合同勉強会、意見交換会を開催し、次年度、居住支援協議会の設置を目指す。



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業を活用した検討推進

タイプ 7040世帯

事例を 読む視点

- 自宅の老朽化がひどく、売却して賃貸アパートに転居希望も不動産事業者に断られる。
- 不動産事業者からアドバイスを受け、福祉課へ相談したケース。
- 高齢女性とひきこもりの息子の世帯に対して、生活保護課、保健師、重層メンバーの連携がポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	・ 70代、女性、40代のひきこもりの息子と2人暮らし ・ 自宅の老朽化が激しく、住めない状況になってきたため、自宅を売却し、賃貸アパートに転居したい。いくつか不動産事業者をあたったが、身元保証人がいないこと、息子がひきこもりのため全て断られ、心身の疲れがたまっている。 ・ ヘルパーの仕事をしているが、仕事がまばらにしかなく、収入が不安定のため転職、または掛け持ちで仕事がしたい。
相談経路	・ ある不動産事業者から市の福祉課に相談したほうがよいとアドバイスを受け、来所。
支援員の判断 (見立て)	・ 持ち家は傾き、床はきしむなど老朽化が激しい。早期に転居が必要。 ・ ヘルパーの仕事と年金（計約10万円）があるが、貯金（約100万円）を切り崩しながらの生活は、今後厳しくなる。 ・ 母親亡き後を見据え、息子の生活基盤を整えることが必要。
プラン内容	・ 入居先：不動産事業者からの物件紹介を受け、賃貸住宅に入居が決まる ・ 本人の心身の健康：保健師との面談 (入居支援) ➢ 不動産事業者から物件紹介 ➢ 社福による家賃債務保証 (居住継続支援) ➢ 生活保護申請（生活保護課） ➢ 本人のメンタルケア（保健師、月1回の面談） ➢ 息子へのアプローチ（重層事業の活用）
その後の経過 (モニタリング)	・ 本人の体調面、金銭面の不安が残っている。息子へのアプローチを継続。

経緯



伊丹市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立制度の相談窓口である「暮らし・相談サポートセンター」に住まい支援センターの機能を置いた行政直営モデル。
- 既存職員が住まい連携推進員としての役割を担い、庁内各課の相談窓口で受ける相談内容のうち住まいに関する相談を集約し、関係機関との支援調整などに対応する。支援策については自立支援相談事業の支援調整会議を活用してを検討する。
- 住宅政策課が連携し、不動産関係者と福祉関係者による官民の連携体制を構築するための住まい支援システム推進会議を実施し、お互いの立場の相互理解や、協力的な事業者探しが可能な連携ツールの検討などを行う。

相談者（生活課題、住まい課題の相談等）

相談

相談

生活支援課

地域・高年福祉課

こども福祉課

男女共同参画課

障害福祉課

同和・人権・平和課

共生福祉社会推進担当

共有・
つなぎ

住まい支援センター（機能）

暮らし・相談サポートセンター
（自立相談課/生活困窮者窓口）

事務局

連携

住宅政策課

住まい連携推進員

住まい調整会議

※自立支援相談事業に係る支援調整会議を活用

住まい支援 システム推進会議

不動産
事業者

居住支援法人

社会福祉
協議会

兵庫県
住宅部局

サービス
事業者

NPO法人

【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

入居マッチング

- ・ 居住支援法人、不動産事業者との関係づくり など

日常生活支援

- ・ 高齢、障害、その他制度サービスへのつなぎ など

参加・つながり

- ・ 社会福祉協議会の事業への参加
- ・ 重層的支援体制整備事業を通じた地域へのつなぎ など

官民連携体制の構築

- ・ 住宅サイドと福祉サイドの立場、役割等相互理解
- ・ 連携ツールの作成、活用策の検討（プロフィールシート） など

タイプ ひとり親・ 多子世帯

事例を 読む視点

- 多子世帯がゆえに、家賃、広さ、間取り等が適当な物件が見つからないケース。
- 本人、子どもともに複数の課題を抱えており、世帯単位で課題が複合化している事例。
- リスクに備えたシェルター等による心理的安心感の確保と母子双方に対する支援により、母親の育児負担の軽減と就労意欲が高まったことがポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・ 相談内容)	・ 41歳、女性、ひとり親・多子世帯、生活保護受給中 ・ 夫のDVが原因で離婚。転出先を告げずに支援措置をかけて現住居（戸建賃貸）へ転居したが、前夫が子供の保護者等に居所を聞き込みしていることを知った。 ・ 前夫の接近に恐怖を感じており、知らない遠方への転居を希望。 ・ 婚姻と転居を繰り返したことで親族との関係は疎遠。 ・ 子どものうち、何人かは発達障害の診断を受けている。 ・ 子の施設入所意向はなく、自身での養育を希望している。
相談経路	・ 本人から子ども福祉課に相談があり支援依頼があった。
支援員の判断 (見立て)	・ 本人からの虐待が疑われる不適切な養育が慢性化している。こどもが癇癪を起し、対応ができずにイライラが高じ、親子関係が悪化するという悪循環を断ち切れない状況。
プラン内容	(入居支援) ・ 物件紹介（居住支援法人の活用） ・ 前夫の接近リスクが高まればシェルターや母子生活支援施設への一時入所を提案する。 (居住継続支援) ・ 本人の養育負担の軽減（ショートステイの活用） ・ 就労（準備）支援
その後の経過 (モニタリング)	・ 多子世帯であるため、家賃、広さ、間取りが適当な物件が見つからない。 ・ 危険が迫ればシェルター等を利用することで、心理的安心感につながっている。 ・ 子どものショートステイを活用することで母親の情緒の安定が図られ、就労体験に参加。レジ打ちの仕事を希望している。

経緯

- R5.8月
相談受付
- R5.9月
ショート
ステイの
利用開
始・就労
体験
- R5.9月
モニタリ
ング